

財務省告示第三百八十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五條第十一項の規定に基づき、

平成十八年九月二十九日に発行した利付国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年十月六日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第九十

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和

の法律及びそ 第二十六年法律第百一号）第十一

三 振替法の適 号）第五條第一項 會計法（明治三十九年法律第六

用等 成十三年法律第七十五号。以下

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい

争入札発行」という。）の規格競争

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとの応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第 非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に競争入札の募入の決定をした

務大臣が行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

五

募 入
方 決
法 定
入 の

イ
入 札
価 格
競 争
行 争
額

口
国 債
特 別
参 加
市 場

争 非 者 特
争 入 価 者 別
入 札 格 第 参
札 格 第 加
競 競 加 場

八
国 債
特 別
参 加
市 場

争 非 者 特
争 入 価 者 別
入 札 格 第 参
札 格 第 加
競 競 加 場

六

イ
入 札
価 格
競 争
行 争
額

入 札
競 争
行 争
額

争 非 者 特
争 入 価 者 別
入 札 格 第 参
札 格 第 加
競 競 加 場

争 非 者 特
争 入 価 者 別
入 札 格 第 参
札 格 第 加
競 競 加 場

争 非 者 特
争 入 価 者 別
入 札 格 第 参
札 格 第 加
競 競 加 場

争 非 者 特
争 入 価 者 別
入 札 格 第 参
札 格 第 加
競 競 加 場

争 非 者 特
争 入 価 者 別
入 札 格 第 参
札 格 第 加
競 競 加 場

争 非 者 特
争 入 価 者 別
入 札 格 第 参
札 格 第 加
競 競 加 場

争 非 者 特
争 入 価 者 別
入 札 格 第 参
札 格 第 加
競 競 加 場

ご と に 応 募 限 度 額 を 定 め る も の
に よ る 発 行 一 次 以 下 国 債 市 場 特
別 参 加 者 第 一 非 価 格 競 争 入 札
発 行 一 次 額

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り
も の か ら そ の 応 募 額 を 割 り
当 て る 。
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申
込 み の 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申
込 み の 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申
込 み の 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申

額 七 千 三 百 十 八 億 円
う ち 一 次 融 資 金 特 別 計 法
第 十 一 条 第 一 項 規 定 に 基 づ け
発 行 額 六 百 七 十 六 十
額 五 十 億 七 千 七 百 六 十
法 第 五 条 第 一 項 規 定 に 基 づ け
発 行 額 六 百 七 十 六 十
額 二 百 三 十 五 万 七 千 七 百 十 七 億 二 千

十 十
三 二

十 十
口 イ 一
発

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 行 争 格 日

十 額 十 額 平 ず
七 面 錢 面 成 成
錢 金 以 金 十 十
額 上 額 八 八
百 の 百 年 年
円 そ 円 に 月
に れ に つ 二
つ ぞ 九 十
き の 九 九
九 九 九 九
十 十 十 十
九 九 九 九
円 円 円 円
八 格 七

(一) 年 二
募 入 二
決 定 の セ
ト
は、 払 込 金 額 に 加 え、 受 け 取 算
式 によ り 算 出 し た 金 額 を 第 二
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
む も の と す る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.2}{100} \times \frac{9}{365}$$

(二) 発 行 時 に お い て、 そ の 利 子 に
係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ る
も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の 口
座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も の
に つ い て は、 前 記 (一) の 算 式 によ
り 算 出 し た 金 額 か ら 該 金 額
に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金 額 (

